

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



塚本住職からのメッセージ 6/30 さよなら！志賀原発 全国集会

当日は金沢は土砂降りの雨でしたが、1,100 人の方が全国各地から金沢四高公園に結集！会場でお昼のカレーライスを食べっていると、志賀町議会議員の堂下さんが「小野寺さん、こちらが塚本(真如)さんだよ」と紹介してくださいました。私は思わず頭を下げつつ「強い者の味方をしたら坊主じゃない、とおっしゃった言葉が印象に残っています。」と伝えたら、「それは親父の言葉で自分の言葉ではないんです。」とのお返事。私は「私事ですが、私も寺に住んでいて、昭和 39 年に建てた寺や庫裏の耐震を診てもらったら『必ず倒れます。壊して建て替える以外ない』といわれました。でも塚本さんが『本堂が壊れてすっきりした』とおっしゃった文章を目にして私もなぜかすっきりしました。」と話す中、「そうなんです。壊れたら小さな場を作ればいいのです。」とのお答え。以下、珠洲市高屋町圓龍寺住職の塚本さんのスピーチを簡単に書き留めて私的報告とします。

「珠洲を止めたのは私の力ではない。みなさんの力、応援があって珠洲を止めた。本当に感謝します。今回は地震について話します。私の家は全壊です。地震が来る前は、あれもほしい、これもほしいと無理して物を買っていたけれど、わずか 2 分ですべてが失われます。大事な物も、親からもらった家も。置いてあるものすべてを捨てて出ていくんです。東北の人はこれに放射能が加わっています。そんなことを思うとどんなに辛い想いをされたかと思います。地震が来ようが雷が来ようが、本当に失われないものは信念です。最後にアインシュタインの言葉を伝えます。悪いことをする人が悪い世の中を作るのではない。悪いことをしても見て見ぬふりをしている、口を噤んでいる我々がこの社会を作っているんです」

金沢の地で今回出会った多くの方々から私は大事なメッセージをいっぱいいただきました。出会えることで、容易にくじけそうになる私の背中を押してもらったという実感を頂いて帰宅できたことに感謝します。今

今号の主な内容

▼塚本住職からのメッセージ・・・1 頁 ▼総会報告・・・2 頁

▼記念講演(美浜 3 号機運転禁止仮処分決定の不当性)・・・2～8 頁

▼福井・石川県&核燃サイクルの訴訟・・・8～12 頁

回の素晴らしい集会を企画された実行委員会の皆様、ありがとうございました。(裁判の会 事務局：小野寺恭子)

■2024年定期総会の報告

「裁判の会」の第11回定期総会を5月19日(日)午後2時より、福井市内の嶋田ビル2Fで、会場及びZoom参加のハイブリッド形式で開催しました。活動報告から事務局体制、さらに特別提案として「福井の老朽原発訴訟の会」に対する支援についての6議案について参加の皆様から承認をいただきましたので、ここに報告させていただきます。議案詳細については、すでに総会資料一式を送付済みですので省略しますが、資料でも触れたとおり3月に福井地裁で出された美浜3号機等の仮処分決定を受けて申立人は即時抗告を行い、名古屋高裁金沢支部で抗告審が行われることになりました。年度内に決定が出されることが予想されますが、この抗告審への支援と並行して本裁判提訴のための諸準備を行うことも活動方針として承認されましたので、繰り返しになりますがご承知おきください。

また今回の総会では、記念講演として、「老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分決定の不当性について」という演題で本会の事務局員でもある山本雅彦さんよりお話をいただきました。以下はその報告です。

2023年度総会 記念講演

「老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分」 決定の不当性について

科学で地震は何時、どこで起こるか予測できない

講演：山本雅彦さん

若狭の原発の事故リスク増大！

「老朽美浜3号機運転禁止仮処分」に関わる2つの裁判で、2024年3月15日及び29日に大阪高裁と福井地裁はそれぞれ住民の申立を棄却しました。いずれも裁判官は、地震による原発の過酷事故は起こらないという関西電力の主張をそのまま認めたと見られますが、これに対してはきちんと反論することが必要であると考え、今日は主として地震問題に焦点を当て

て話したいと思います。

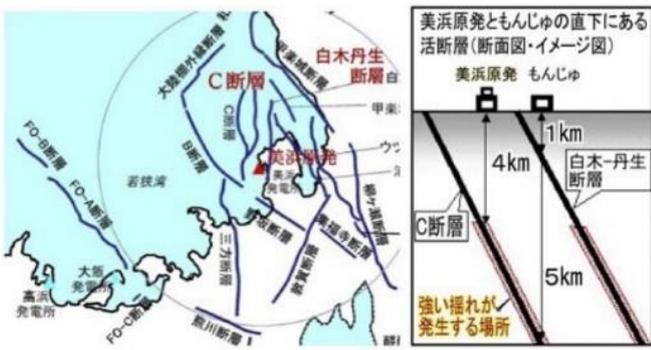
当日の報告会でこれらの判決を受けて弁護団の井戸弁護士が触れていますが、太平洋プレートとかフィリピン海プレートなどによるプレート境界の地震というのはだいたい100年から200年に一度は起こるものであり、東日本大震災はこのプレート境界で起きたわけですが、今年の1月1日に起きた能登半島地震は活断層が起こした地震で、これは1000年から2000年に一度起こると言われています。それが起きてしまったわけですが、やはり地震に備えることが必要ですよということを私たちは裁判で訴えたわけですが、裁判官は全く聞く耳をもたなかった。科学的な考え方というものを裁判官は理解できなかったと私自身は思うのです。

ご承知のとおり政府は2030年、2050年に向けて原子力発電所を延長させて動かすだけでなく、新增設をしようとするGX法を可決させています。原発の運転は40年までと言っていたのを60年超の運転が可能となり、さらに定検で停止している期間を運転期間から除外できることになるわけです。それで美浜3号機や高浜1、2号機だけではなく今稼働中の大飯3、4号機とか高浜3、4号機も40年を超えていくわけですが、それも動かそうとしていますから、福井県の若狭地方の原発事故の危険が増すということになるわけです。

それで裁判において私たちが何を争点にしたかということなのですが、敷地近傍にある活断層の存在が大きな問題であるとして取り上げました。特に美浜原発の3号機は活断層の巣の中にあるということで、そのことを裁判官に訴えました。

美浜原発の敷地近傍断層

美浜原発の敷地近傍には白木一丹生断層があり、もうひとつC断層というのがあって、こちらは海底にあり、ちょうど美浜原発の真下あたりに存在するのです。一般の住宅は長周期の揺れに弱いわけですが、原発は短周期の地震動に影響されやすいということで、近傍の断層で地震が発生した場合にはどのような周



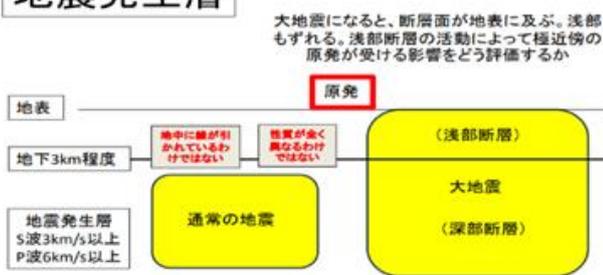
野津厚 意見書から作成

期の地震動が発生するのかを規制委員会も気にしていたわけです。ですから原発が立地しているところの地下3kmのところに大きな地震を引き起こす深部断層があるのだと関西電力は仮定したわけです。ここが動くことによって美浜原発にどういう影響があるかを考慮すればよいのだと考えて基準地震動 993 ガルという数字が出てきたわけです。この深部断層の上には3kmよりも上の部分に浅部断層があって、普通はこの地表に近い部分は軟らかいのですが、美浜原発の地下というのは非常に硬いのです。これは関西電力が自ら明らかにしていることです。地層が硬いと地震波の速度は速くなり、この岩盤はどれくらい硬いかというとS波では3km/sec、P波では6km/secです。このくらいの硬い地層だと地震が発生するときに比較的高い周波数の揺れも発生すると言われています。住民側はこのことを争点にしたわけです。

浅部断層からの短周期が問題

これはその概念図で、C断層というのがこのように斜めに入っている。白木-丹生断層も斜めに入って

地震発生層



通常地震は地震発生層がずれて発生する(硬い岩盤は応力を貯め込むことができる)
従前、大地震でも、深部断層から放出されるエネルギーだけを考慮していた。

井戸謙一弁護士 裁判資料より

いて、この地下3km付近が強く揺れたときに基準地震動 993 ガルになると関西電力は計算したわけですが、住民側は3km以内の比較的浅い浅部断層も基準地震動の算出基礎となる震源断層と遜色がない程度の硬さがあるので、この浅部断層から発生するエネルギーも美浜原発に影響するはずだから、それを考慮しなさいというのが新規規制基準なのだと言ったわけです。ところが関西電力はこの浅部断層からは短周期の地震動は発生しないと反論しました。その理由は、データが残っている熊本地震でも短周期の地震動は生じていないので、美浜でも問題はないと主張しているのですが、それは比較的浅い地層が軟らかいから発生しないので、美浜原発のような硬い岩盤では短周期の地震動が発生するというのは専門家の間では常識になっているわけです。しかし裁判官はそのことを無視して決定を書いているわけです。

先ほど「巣」と言いましたが、美浜原発の周辺にはC断層や白木-丹生断層の他に大陸棚外縁断層、甲斐断層、柳ヶ瀬断層帯など多数の断層が存在しています。この美浜原発の立地する地域は、能登半島と同様の地質構造になっています。

この図は、住民側の証人になっていただいた野津先生が作成したもので、C断層から強い地震波が生じることを示したものです。縦軸が短周期地震動が発生した場合の比、横軸がアスペリティ(編注:断層面のなかで特に強い地震波(強震動)を発生させる領域)の上端の深さです。美浜原発の地下3kmの深さの地

2-4

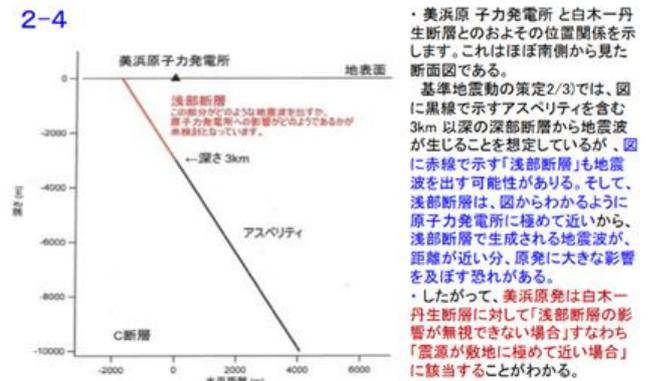


図3 美浜原子力発電所とC断層との位置関係 (ほぼ南側から見た断面図)

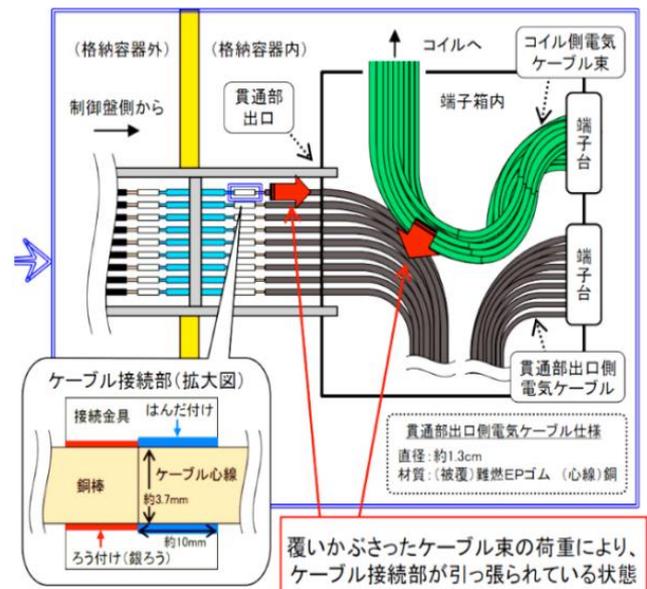
国立研究開発法人 海上・港湾・空港技術研究所
港湾空港技術研究所 地震防災研究領域 領域長 野津厚氏の意見書より

層から地表までの間で短周期地震動が発生した場合に、3kmより深いところの震源断層と比較してどれだけになるかということ計算されてグラフにしたものです。このグラフでは、この浅部断層からは深さ約1.5kmのところでは約1.3倍、深さ1kmのところでは1.5倍のエネルギーが発生するということが示されています。このように裁判官に対しては非常に分かりやすい形で主張したわけですが、関西電力は岩盤の揺れとして993ガルというのを設定しているので、基準地震動以上の地震が起きることはまず考えにくいと主張し、裁判所もその主張を認めたということです。実は関西電力は、はぎとり波解析(編注:上部地盤の影響を取り除き、解放基盤表面の地震動を推定すること)というのをやっていないのです。原発敷地の表面には何も無いのですが、深いところの震源断層付近にはその上部にまだ岩盤が重なっているわけで、それを取り除いた解析をしてみると観測記録の概ね1.87倍くらいが基準地震動になると言われていて、能登でも500数十ガルという数字が出ていますが、これもはぎとり波解析をすると約2倍になります。というのがひとつ目の争点だったわけです。

老朽化によるリスク

2つ目の問題として原発それ自体の危険性の問題を指摘しました。老朽原発であるがゆえの危険性です。40年以上稼働させることにより設計が古いことによるリスクが生じます。それから中性子照射脆化など様々な要因による金属の劣化によるリスクなどを取り上げて、原発は危険であることを主張しました。2004年8月の美浜3号機の事故は配管の減肉によって起きたものです。私自身もこの美浜3号機で仕事をしていましたので、非常に関心を持っていました。それから安全余裕がないということも問題です。関西電力は裁判で求めても、安全率を示さないのです。設計したときに余裕があるので大丈夫です、としか答えません。安全率を示さないということは、余裕がほとんどないのではないかと主張したわけですが、裁判所はこれについては全く触れませんでした。

それから昨年1月30日に高浜4号機でいきなり制御棒が落ちて運転が停止しました。中央制御室の3分の1くらいの警報が鳴り響いて、制御棒が落ちたので、原子炉は当然にトリップ(編注:制御棒挿入により核分裂連鎖反応が即時に停止すること)します。これは中央制御室につながるケーブルが、原子炉格納容器の鉄板を貫いて原子炉の下部に入っているわけですが、そこにこれらとは別の系統のケーブルが垂れ下がっていて、制御棒を駆動する重要な電線を押し下げたんですね。これは古くなったことによって電線が伸びたのかどうか分かりませんが、これにより制御棒を駆動するケーブルの接合部が破損して、制御棒落下という事故につながったわけです。これは明らかに設計・施工時のミスと接続部分の老朽化が重なって起きた事故なわけですが、これは新規制基準では全く想定されていませんでした。このことを新規制基準は考慮して審査をやり直すべきだという主張もしたのですが、裁判所はこれについては全く触れていません。このようなことがありながらも根本的な改善策をとることなく原発は稼働され続けているわけですから、これは非常に憂慮すべき事態だと言えます。



「高浜発電所4号機の原子炉自動停止について」
2023年3月7日 関電資料より

ばらつき問題について

「ばらつき問題」についても簡単に触れておきます。松田式というのがあって、基準地震動を作成するために、地震の規模を決めなければならない。地震の規模を決めるためには、いくつかの実際に起きた地震を基にするわけです。松田式というのは過去に起きた14の地震だけで計算式を作っているわけです。松田さん自身も一般論でしか使えないけれど・・・と言っているのですが、電力会社はこの一般論でしか使えないものを実際の原発の耐震設計に用いているわけです。

避難の困難性を判断しない裁判所

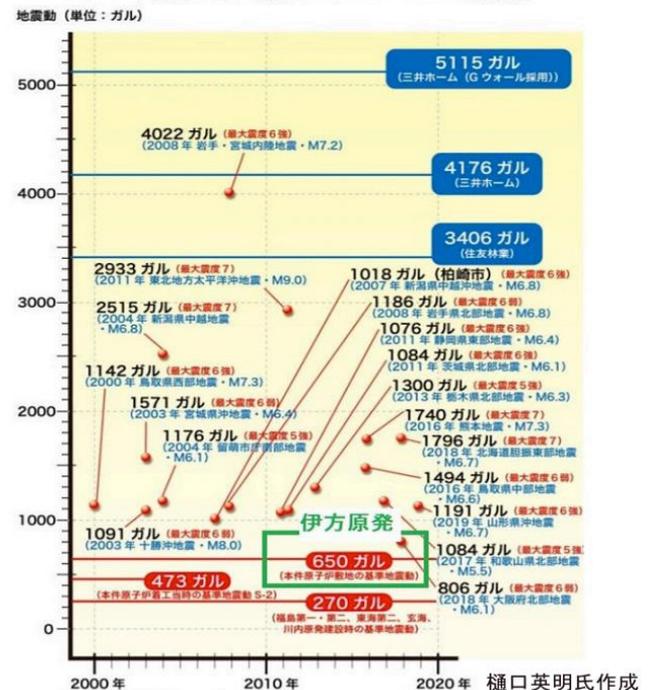
次に避難の問題です。能登半島地震が起きて、私たちは書面を提出しました。皆さんもご承知のように能登半島地震では、住民は避難をすることができませんでした。津波によって多くの住民が逃げ遅れました。珠洲市では建物の下敷きになって津波にのみこまれた方もいました。避難道路が寸断されて多くの住民が逃げることができない状態になりました。放射性物質が出ていないので、逃げる必要はないのですが、余震による津波ということが言われたので高台に逃げるには避難道路が確保されていなければならないわけです。ところが道路が至るところで寸断されていた。原発事故の場合は、災害対策基本法と原発事故を想定した原子力災害対策特別措置法という二つの法律で避難計画などが定められていますが、その防災計画については規制委員会の規制の対象になっていません。では誰がその防災計画を策定するのかというと自治体なのです。内閣府が例えば福井県に対して防災計画を作成させているのです。これを見ますと、一応避難経路も決まっていますが、どこへ逃げるかも決まっているのですが、今回能登半島地震のような場合でどうするのかということは一切検討されていないわけです。ですから住民側は、この避難計画不備の問題を裁判所に訴えました。ところが裁判所は、重大事故の起こる危険性については十分に疎明されているとは言い難いので、避難計画については

検討する必要はないのだと言ったのです。避難計画の不十分さについては、国は責任を持ちませんから、その不備を正すのは裁判所しかないわけです。住民が避難計画について不安を抱いているというならば、それを審査するのは裁判所しかないわけですが、その判断を回避したわけですから、裁判所としての役割を放棄したと言えます。

樋口理論も提出

それから樋口元裁判長が、いろんなハウスメーカーの耐震性を整理しているわけですが、3000～5000ガルという揺れを想定して一般住宅を建てているのに対して、原発は700～1000ガルだということで、これも準備書面として提出しました。

2000年以後の主な地震とハウスメーカーの耐震性



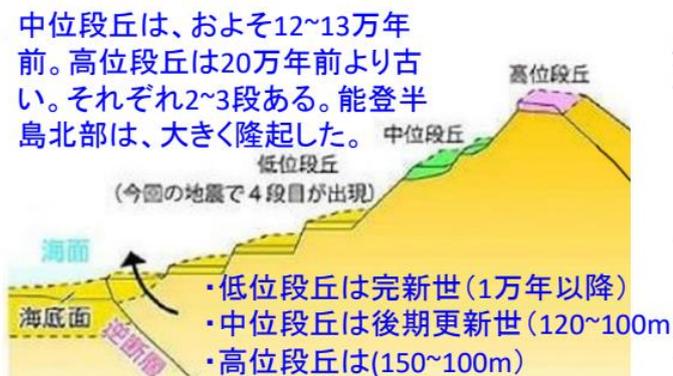
能登半島地震について

能登半島地震というのは、沿岸部の海底が約85kmにわたって隆起し、陸地化してしまいました。ここでは10年くらい前から大きな地震が起きていて、さらに大きな地震が起きることも危惧されていました。さらに志賀原発の沖に兎岩沖断層というのがあり、北側には富来川南岸断層というのがあり、これらが動く

神戸ひずみ集中帯となっています。それから四国の方にもひずみが集中しているところがあり、中央構造線（編注：西南日本を縦断して、地質構造を大きく二分している長大な断層。日本海溝と平行に関東～九州へとつながっている。）のところにも当然にひずみが集中しています。というふうにみると、この福井県の若狭地方はひずみ集中帯がせめぎあっているところと言えます。東西だけでなく南からも圧力が加わっているということですから、大地震がいつか起こる可能性は高く、今度地震が起こるとしたら福井県内では敦賀か鯖江だと予測する地震学者もいます。

能登半島における段丘形成

能登半島の日本海側・・・この地図では赤い部分なのですが、1万年から50万年前の古い時代から地震活動が活発に繰り返し起きていて、段丘が階段状に形成されていて、今回の地震では4段目が形成されたこととなります。3段目との間には小さいたくさんの地震もあったわけですが、巨大地震が過去には3回以上あったと考えられます。そのたびに地面が押し上げられて、一番高いところは海拔150mの高さになっています。そして志賀原発のある方向に向かって低くなっている。この段丘を調べることにより、の地域でどれくらいの地震が起きているかを推定することができるわけです。



今回、逆断層の富来川南岸断層が動いたという形跡があるわけですが、富来川南岸断層の北側で20m、南側で40mという段丘の差があり、ここで繰り返し地震が起きていることが分かっています。これが海底

に伸びている可能性があるわけですが、その調査をやった上で原発に影響はないのかを考慮して基準地震動を策定すべきだと思うのですが、これらは動かないということで北陸電力は志賀原発の基準地震動を見積もってきたわけです。

若狭地方の地下構造

では福井県の若狭地方の原発はどうかというと、これは福井大学の山本博文教授が若狭地方の地下構造について調査しています。福井県が1997年に盛んに音波探査をやりました。なぜかという、1995年に阪神淡路大震災が起きて、一部の地震学者が地震の活動期に入ったということを主張された。昔の原子力安全保安院や海上保安庁等が調査をしたのです。その結果、若狭湾海底下には第三系が削剥された侵食平坦面が広く分布しているのが分かった。第三系というのは、今から概ね6500万年前から260万年前までの地質年代ですが、その頃の地層が侵食されつつ広がっていて、そこでは地震活動が活発だということが分かってきました。地震活動が活発だとそこが隆起しますから、能登半島と同様に段丘が階段状に形成されます。この図はその際の知見についての福井県内の越前海岸の模式図です。西側が沈んで、東側が隆起しているということです。これは能登半島と似た構造になっています。隆起しているのが越前海岸側で、沈降しているのが若狭湾側です。そしてこの黒い

福井大学地域環境研究教育センター研究紀要
「日本海地域の自然と環境」
No. 17, 57-78, 2010

山本博文ほか2010「福井県越前海岸沿い断層群の活動履歴について」
・福井県越前海岸周辺地域において、空中写真判読、離水地形の調査、海成段丘の調査を行った

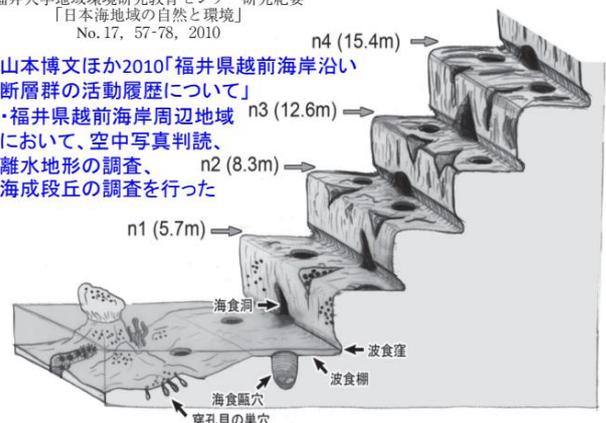


図4. 越前海岸で見られるおもな離水地形模式図。旧汀線は越前岬付近では4段にわたって認められ、下位よりn1, n2, n3, n4とした。N3=「弥生の小海退」から縄文海進高海面期(3~2千低下したときから2万年前)

線がすべて断層なのです。非常に多くの断層が海底にあるということですから、いつかは動く可能性がある。ただプレート型ではないので、1000年から2000年という間隔で大きな地震を繰り返すということになります。

それから大飯原発のあるところも同様で、この図のS面というのは、12～13万年前の暖かい時期に海面だったところが10m～14m隆起しています。この地震活動の考慮を関西電力に求めてきたのが島崎先生なのですが、関電は全く対応せずに現在に至っています。ここは渡辺満久さんらが徹底的に調査して、小浜湾には海底断層があるということを発表したわけですが、これを関西電力は全く無視しているということです。

奈良時代の大宝元年(701年)には、京都府北部を中心に大宝地震という大きな地震がありました。寛文2年(1662年)には、美浜の日向集落の付近で3mから6mくらいの隆起があったようです。これは古文書にあったとおりです。中心部は震度7でした。その後は戦国時代の天正13年(1586年)に大きな地震がありました。ということで概ね700年から900年の間隔で大地震が起きているということです。そういう意味では直近の寛文2年の地震から相当の時間が経過しているのでひずみが溜まってきていると考えられます。

原発立地地域で地震計が不足！

それからこれは福井高専の岡本拓夫先生に教えてもらったのですが、福井県内でも若狭地方は地震計の設置が極めて少ないのだそうです。特に原発の立地しているところでは地震計が設置されていない。本来は関西電力が設置しなければならないのですが、島崎先生たちも関西電力に対して地震計を設置するよう求めているのですが、関電は設置しないんですね。だから小さい地震が起きたときに震源を特定して地下構造がどうなっているかを詳しく調べることができるのですが、関電はそれを怠っている。電力会社ですから、地震については真剣に向き合って欲しい

のですが、設置されていないという状況があります。

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟:2024年6月30日現在)

*状況により内容が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

◇ 係属裁判所:大阪地裁→大阪高裁

◇ 裁判の種類:行政訴訟

◇ 被告:国、2017年12月より関西電力が加わる。

◇ 提訴日:2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴！現在控訴審が進行中。

◇ 主な争点:基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。

◇ 経過:国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。2024年5月31日)の第6回口頭弁論では、前々回、3名の裁判官のうち裁判長と陪席裁判官1名が交代し、さらに今回は陪席裁判官2名が交代したことから、前回に続き実質的な弁論更新がなされ、敷地内破碎帯評価と重大事故対策の2つの問題について、原告、国双方が各問題を約30分ずつプレゼンを行った。

敷地内破碎帯問題では、新F-6破碎帯が活断層であるかどうか(活動性)が最大の焦点になっている。国は、南側トレンチ「2層」には、23万年前の火山灰hpm1(大山最下部火山灰)の降灰層準が存在し、新F-6破碎帯はこの「2層」に変位を与えていないため、23万年前より古いもので活断層ではないと主張してきた。これに対し原告代理人は、「2層」のhpm1火山灰は、目視で確認できないわずかなもので、これを降灰層準(編注:噴火により拡散した火山灰粒子がほぼ同時に堆積したと認められる層のこと。)ということではできず、関電・国が確認できたhpm1火山灰は、

1試料の3,000粒中に0.1粒からせいぜい256粒程度というわずかな量に過ぎず、このわずかな火山灰をもって、「2層」の年代を特定し、それを基に、新F-6破碎帯が約12～13万年前以降に活動していないと断定することはできないと反論。また、新F-6破碎帯の直上には耐震重要施設(非常用取水路)が設置されており、これは耐震重要施設は活断層の真上に設置してはならないことを定めている設置許可基準規則3条3項に違反していると主張。また、台場浜の活断層については、南方への延伸の可能性が専門家から指摘されており、もし南方に延びていけば、非常用取水路の真下か近傍に活断層が存在することになり、前述の規則3条3項の対象となることを説明。さらに原告側代理人は、地下構造の調査について、三次元反射法地震探査の必要性を主張。関電は二次元探査しか行っておらず、二次元探査をレントゲン検査に例えるのであれば、三次元探査は地下構造を立体的に把握できるためCT検査、MRI検査のようなものだと主張。地質審査ガイドが求める詳細な調査はなされておらず、安全性が最も重視される原発の調査としては不十分だと強調した。

重大事故対策については、溶融炉心が原子炉格納容器下部に落下する事故が起きた際、下部に注水するのに必要な設備が設けられているか(規則51条問題)、格納容器破損時に放射能の拡散を抑制するのに必要な設備が設けられているか(規則55条問題)が争点となっている。51条は、下部注水設備は独立性を有すること、又はそれと同等以上の措置を行える設備の設置を求めている。しかし、関電は格納容器上部からのスプレイ水を原子炉容器とキャビティの隙間等から落下させるとするだけで、独立した設備、あるいはそれと同等の設備を設けていない。国はプレゼンで、今の設備が独立性を持つ設備と同等である根拠は示せなかった。55条問題では、国側は汚染水対策は事故発生後に柔軟に行えばよく、汚染水対策設備を事前に設ける必要はないとした。これに対して住民側弁護士は、51条問題について、隙間等から落下させるだけでよいとするのは多重防護の根幹を成す

独立性を軽視するものと強く批判。55条問題では、福島原発事故の汚染水問題の貴重な経験を汲み、事前に汚染水対策することが必要だと主張した。

次回第7回口頭弁論は10月10日、第8回口頭弁論は2025年1月17日の予定。

■ 大飯原発3、4号機

◇ 係属裁判所:京都地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2012年11月29日

◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。

◇ 経過:提訴から約12年が経過した裁判の審理は終盤に近付いている。2024年6月4日の第41回口頭弁論では、弁護団からは準備書面で、2024年元日の能登半島地震について陳述。北陸電力の志賀原発の30キロ圏にある放射線防護施設が損傷を受け、避難の困難性がますます明白になったこと、などを述べ、これまでの原告の主張が裏付けられたことを主張。

また、京都府舞鶴市在住の原告、竹下真希子さんが、原発事故避難について意見陳述。大飯原発から30km、高浜原発から20kmの地点に住む竹下さんは、原発事故時に実際にどのように避難するのかは住民の間では全く周知されていないこと、避難計画の杜撰さ、さらに事故時に避難できたとして小学校に通い始めたご自分の子供の学びがどう確保されるのか等々の問題点や疑問を提示。そして、そもそもなぜ舞鶴市民が原発事故による避難を想定しなければならないのか、原発事故による避難を前提とした生活を強えられるか、訴える。そして舞鶴市民が、ひいては日本国民全員が、自ら選んだ場所で、安心・安全に生活する権利が脅かされてはならないとして、大飯・高浜原発の運転差止めを訴えた。

閉廷後、進行協議があり、来年(2025年)までの証人調べについて概略が以下のように決定。

期日	尋問日	属性	氏名
第42回	2024/7/16(火)	原告本人 原告本人 原告本人 原告本人 原告本人	村上 道子 齋藤 信吾 添田 光子 林 森一 原 龍治
第43回	2024/9/17(火)	原告本人	赤松 純平
第44回	2024/10/29(火)	証人 証人 原告本人	國分(こくぶん)富夫 三瓶(さんべい)春江 福島 敦子
第45回	2024/11/26(火)	証人	石橋 克彦
第46回	2024/12/24(火)	原告本人	赤松 純平
第47回	2025/1/30(木)		(被告ら向け予備日)
第48回	2025/3/6(木)	証人	石橋 克彦

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:大津地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2013年12月24日
- ◇ 主な争点:福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過:争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、審理は終盤を迎え、証人尋問が開始されている。2024年3月21日の第40回口頭弁論期日では、元京都大防災研究所助教授の赤松純平さんの証人尋問が行われ、これをもって証拠調べは終了。さらに6月20日の第41回口頭弁論期日では、原告側は、能登半島地震に関する補充的主張書面と赤松先生の尋問に関する意見書などを提出。原告側の主張はこの口頭弁論期日で終了し、被告は次回の9月19日の第42回口頭弁論で、前回と今回の能登半島地震についての原告主張に対する反論を行う予定。9月までの間、特に何もなければ、9月で被告も主張を完了し、結審は2025年2月6日となる。判決はそれから約半年後になるとみられる。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁

- ◇ 裁判の種類:行政訴訟

- ◇ 被告:国

- ◇ 提訴日:2016年4月14日

- ◇ 主な争点:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。

- ◇ 経過:別件として扱われてきた高浜1、2号機と美浜3号機についての審理(口頭弁論期日は同日に行われている。)は最終局面を迎えており、老朽原発の極めて重要な争点である中性子照射脆化について4月26日(破壊靱性遷移曲線について:原告:井野博満証人 被告:鈴木雅秀証人)、5月10日(PTS状態遷移曲線とPTS評価について:原告:高島武雄証人 被告:中村秀夫証人)の2日間にわたる証人尋問を経て、今年7月19日が結審となることが決まった。

なお、7月19日の最終口頭弁論期日での住民側の弁論内容は以下のとおり。

●高浜1,2号第33回 10:30~12:00

- ・原告意見陳述
- ・原発事故の被害、判断枠組みについて(中野宏典弁護士)
- ・中性子照射脆化 総論と破壊靱性遷移曲線の過小評価(小島寛司弁護士)

●美浜3号第30回 14:00~16:00

- ・地震 震源極近傍特別考慮規定未審査ほか(甫守一樹弁護士)
- ・火山 火山ガイドの不合理性、過小評価(中野宏典弁護士)
- ・中性子照射脆化 PTS評価・クラッドいいところ取り問題ほか(井上功務弁護士)
- ・使用済み核燃料・放射性廃棄物の審査不存在(伊神喜弘弁護士)
- ・終結にあたり裁判官に求めること(北村栄弁護士)

***同封の最終口頭弁論案内チラシも参考に!!!**

■ 美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:福井地裁➡名古屋高裁金沢支部

- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2023年1月13日
- ◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。
- ◇ 経過:運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める訴訟。2023年12月12日の第5回審尋で結審し、本誌で報告したように2024年3月29日に却下決定が出され、4月11日に申立人は即時抗告している。なお、同日に同じく却下決定が出された高浜1~4号機の仮処分申立てについても申立人は同日に即時抗告している。いずれも即時抗告審の第1回の審尋の実施については6月28日現在時点で未定。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日
- ◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。
- ◇ 経過:元日の能登半島地震後初めて行われる第42回口頭弁論では、最初に北野原告団長が意見陳述。北野さんは自ら撮影した地震前後の写真を法廷で映写し、かつての「珠洲原発予定地」の変わりようを示した。建設予定地の寺家地区では1m近い隆起が確認でき、炉心予定地の浅瀬は岩場になっています。北野さんは「珠洲に原発がなくてよかった」という声がかつて原発を誘致した住民からも、市外・全国からも届いていることを紹介し、北陸電力に「ここは絶対に

建てては行けない場所だった」、「珠洲原発の計画自体誤りだった」と認めるべきだと迫った。北野さんは志賀原発について、「次なる大地震に果たして耐えられるのか」と問い、能登半島地震の「教訓」を、①地震学の限界、②原子力防災計画と避難計画の破綻、だと指摘。そして裁判所に対して、「能登半島地震を目の当たりにしても、まだ原子力規制委員会に追従するのか」と厳しく問いただした。

原告側は続いて宮本弁護士が第57準備書面「能登半島地震で明らかになった耐震安全上の問題点」を、北島弁護士が第58準備書面「避難計画の実効性欠如による人格権侵害」につきそれぞれ要約陳述した。

最後に岩淵弁護団長が意見陳述し、科学の不確実性についてあらためて言及した上で、地震学は発展途上で原発の安全性に寄与するまでには至っていないと指摘し、裁判所に規制委の判断に寄りかかることのない審理を求めた。そして、今回の能登半島地震で避難計画がいかに実効性のないものか誰の目にも明らかになったと述べ、原発の運転が許されないことは明白だと主張。

次回の第43回の口頭弁論は10月31日を予定。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役

に対し、当該行為をやめることを請求できる。

◇ 経過：6月5日の第18回口頭弁論では、原告の清水哲男さんが意見陳述。北陸電力の社員だった父の持株を相続した清水さんは、2022年の北電株主総会で「能登半島の群発地震の影響が心配であり、志賀原発を廃炉にすべき」と質(ただ)したことにふれ、その懸念が今回の能登半島地震で現実になったのだと述べた。そして、周囲を活断層に囲まれたところで原発を動かすのは多くの県民の安全を脅かし、北電にも甚大な損害を与える危険な行為であり、志賀原発は廃炉を目指すべきだと訴えた。

続いて宮本弁護士が第38準備書面「能登半島地震で明らかになった志賀原発の危険性(2)」の要約陳述を行ない、その中で、①原発周辺の沿岸断層などについて見落としや過小評価の可能性があること、②今回の地震動や地盤隆起が原発周辺で発生する可能性を考慮していないこと、③敷地内断層に関する調査・検討が不十分、④志賀原発の施設や機器が基準地震動を満たすように設計されていない、⑤避難の困難性など5点について指摘。

また、鹿島弁護士は第39準備書面「能登半島地震により志賀原発に発生したトラブルの危険性」の要約陳述を行ない、全交流電源喪失の危険性や使用済み核燃料プールの危険性、原子炉停止機能喪失の危険性について陳述。北電の危機管理能力の欠如を指摘。

今回の口頭弁論では、裁判官が3人とも交代したので、岩淵弁護団長が弁論更新の意見書を陳述しました。その中で岩淵弁護士は今回の能登半島地震を踏まえ、①基準地震動の前提となる周囲の断層の判断に誤りがあったこと、②原子力規制委員会地震の連動性について新規制基準適合性が確認されてもなお、重大事故が発生する危険性があること、③地震による原発事故の場合、避難計画には全く実効性がなく、住民の避難は不可能であること、などを指摘。その上で、「まさに運転中ではなかったことが幸いであったという危機感が被告らには皆無」だと批判し、裁判所に適正な判断を求めた。

被告側も「弁論の更新に当たっての意見書」を陳述。

その中で、本訴訟が会社法360条に基づく株主差止訴訟であり、取締役が「法令もしくは定款に違反する行為をし」、「それによって会社に回復できない損害が生じるおそれがある」かどうかの問題であると述べ、そのいずれも全く問題がないと主張。これはこれまでの主張の繰返しであり、能登半島地震の教訓が何も反映されていない内容であった。

次回の裁判は2024年9月30日、次々回は12月18日、いずれも午後3時開廷。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所：東京地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：日本原燃株式会社

◇ 提訴日：2020年3月9日

◇ 主な争点：① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。

◇経過：2023年10月5日の第6回口頭弁論以降、複数回の進行協議が行われているが口頭弁論が行われる目途は立っていない。原因は住民側が投げ掛けた争点について、被告がその土俵に乗ることを回避しようとして、ひたすら時間稼ぎをしていることにあるようである。2024年6月3日に行われた進行協議でも、口頭弁論の期日は決まらず、9月19日に再度の進行協議が行われる予定。

[Editor's note] ▼原燃の再処理工場は当初の完成予定の1997年から昨年度で26回目の延期となり、今年に入ってからさらにはそれが27回目の延期となることは不可避で、もはや「延期」が常態化している。裁判においても、被告弁護団は被告のやり方を真似て口頭弁論の延期を常態化させるという法廷戦術を採用しているのではないかと勘繰りたくなる…(編集子)